

## 負担限度額認定証の利用者負担段階について

負担限度額の認定は本人とその配偶者の所得と預貯金、世帯全員の課税情報で判定します。

### 1～3段階②の要件

◎世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税であること

利用者 負担段階	交付対象者	預貯金などの状況	負担限度額（日額）				
			部屋代				食費
			多床室	従来型個室	ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個室	
第1段階	次のいずれかに該当する方 ① 老齢福祉年金 <sup>※1</sup> を受給している方 ② 生活保護を受給している方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	0円	550円 (380円)	550円	880円	300円
第2段階	被保険者の課税年金収入額とその他の合計所得金額 <sup>※2</sup> 、非課税年金収入額 <sup>※3</sup> の合計が、 <u>年間80万円以下</u>	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	430円	550円 (480円)	550円	880円	390円 【600円】
第3段階①	被保険者の課税年金収入額とその他の合計所得金額 <sup>※2</sup> 、非課税年金収入額 <sup>※3</sup> の合計が年間、 <u>80万円超120万円以下</u>	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	430円	1,370円 (880円)	1,370円	1,370円	650円 【1,000円】
第3段階②	被保険者の課税年金収入額とその他の合計所得金額 <sup>※2</sup> 、非課税年金収入額 <sup>※3</sup> の合計が、 <u>年間120万円超</u>	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	430円	1,370円 (880円)	1,370円	1,370円	1,360円 【1,300円】
第4段階	上記以外の方		負担限度額なし				

※1 老齢福祉年金は、明治44（1911）年4月1日以前に生まれた方、または大正5（1916）年4月1日以前に生まれた方で、一定の要件を満たしている方が受けている年金のことです。

※2 合計所得金額とは、年金や給与、譲渡などの各所得金額の合計で、医療費控除や扶養控除などの所得控除を引く前の金額のこと

※3 非課税年金収入額とは、国民年金・厚生年金・共済年金の各制度に基づく遺族年金と障害年金のことです。

※4 第2号被保険者（40～64歳）は、利用者負担段階に関わらず、単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下が要件です。

（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。